

古賀ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人同心会が開設する古賀ケアプランセンター（以下「居宅」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態になった利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な業者から、総合的かつ効率的に提供される様努めるものとする。

- 1 事業に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行うものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 古賀ケアプランセンター
- 2 所在地 宮崎市池内町数太木 1763-3（古賀在宅ケアセンター内）

(職員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を行う。
- 2 介護支援専門員 常勤1名以上（専従）
 - イ) 介護支援専門員は、利用者の依頼又は市町村等の委託により、居宅介護サービス計画の作成や訪問調査等を行う。
 - ロ) 必要に応じ、事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介等を行う。
- 3 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日迄とする。
- 2 営業時間 午前8時15分から午後5時15分迄とする。

(居宅介護支援サービスの提供方法)

第6条

- 1 利用者の依頼又は市町村等の委託により居宅介護サービス計画の作成や訪問調査等を行うものとする。
- 2 利用者が入所・入院を希望する場合は、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行うものとする。

(利用料等)

第7条

- 1 居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し、次項を除き利用者の個人負担は発生しない。
- 2 指定地域外で交通費を要した場合は、利用者の同意に基づき、別表に定める実費を徴収するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

- 1 通常の事業の実施地域は宮崎市、国富町の区域とする。
- 2 前項の地域を勘案し、利用申込み者に対し、支援サービスの提供が困難な場合は、他の事業者への紹介、その他の必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第9条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針の整備等）
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条

- 1 介護支援専門員の資質向上のため必要な研修を行う。（研修）
- 2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。（秘密保持）
- 3 利用者からの苦情には、別に定める取扱いにより迅速かつ適切に対応する。苦情に関して、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。（苦情処理）
- 4 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずる。（事故発生）
- 5 事業に起因して、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。（損害賠償）
- 6 この規程に定めるもののほか、管理運営に必要な事項は別に定める。

(附則) この規程は平成12年4月1日から施行する。

- (改定) 平成19年8月20日 第4条2項 介護支援専門員数を変更
平成23年5月1日 第5条1項 事業所の営業曜日の変更
平成23年10月1日 第3条1項1項 事業所の名称及び住所の変更
平成24年12月1日 医療法人から社会医療法人へ法人格変更
平成25年8月1日 第4条2項 介護支援専門員の数を追加記載
令和元年7月1日 代表者の変更
令和3年4月1日 第9条を第10条へ変更
令和3年4月1日 第9条1項2項 虐待防止に関する事項の追加記載

(別表)

第7条2項の交通費

- | | | |
|----------------|-----------------|-------|
| 1. 事業所から片道おおむね | 20 km未満 | 200 円 |
| 2. " | 20 km以上 40 km未満 | 400 円 |
| 3. " | 40 km以上 | 500 円 |